

別表第4(第15条関係)

港湾施設使用料

区分	港湾施設の種類		使用料		金額
			単位		
1	岸壁、さん橋、浮き さん橋又は物揚場	定期航路事業に従事 する船舶	けい留1回当たり 総トン数1トンにつ き		外航船舶4円 その他の船舶 4円40銭
		定期航路事業に従事 する船舶以外の船舶	けい留1回当たり 総トン数1トンにつ き		外航船舶5円 その他の船舶 5円50銭
2	荷さばき地		1日当たり 1平方メートルにつき		4円40銭 (5円50銭)
3	上 屋	津松阪港(松阪 港区)	一般使用	1日当たり 1平方メートルにつき	23円10銭
			専用使用	1月当たり 1平方メートルにつき	597円
	引本港	一般使用	1日当たり 1平方メートルにつき	11円	
		専用使用	1月当たり 1平方メートルにつき	220円	
4	野積場		一般使用	1日当たり 1方メートルにつき	4円40銭 (5円50銭)
			専用使用	1月当たり 1平方メートルにつき	88円 (110円)
5	港湾施設用地		広告物設置	1平方メートル 1年につき	100円
			第一種電柱	1本 1年につき	1,200円
			第二種電柱	1本 1年につき	1,800円
			第三種電柱	1本 1年につき	2,500円
			第一種電話柱	1本 1年につき	1,100円
			第二種電話柱	1本 1年につき	1,700円
			第三種電話柱	1本 1年につき	2,400円
			その他の柱類	1本 1年につき	82円
			鉄塔	1平方メートル 1年につき	1,600円
				外口径10センチメートル未満のもの 1メートル1年につき	55円
	外口径10センチメートル以上15センチ メートル未満のもの 1メートル1年に つき	82円			

		管類の埋設又は架設	外口径 15 センチメートル以上 20 センチメートル未満のもの 1メートル1年につき	110 円
			外口径 20 センチメートル以上 40 センチメートル未満のもの 1メートル1年につき	220 円
			外口径 40 センチメートル以上 1メートル未満のもの 1メートル1年につき	550 円
			外口径 1メートル以上のもの 1メートル1年につき	1,100 円
		その他	1日当たり 1平方メートルにつき	5 円 50 銭
			1月当たり 1平方メートルにつき	100 円
6	給水施設	一般使用	給水量 1 立方メートルにつき	外航船舶 470 円 その他の船舶 517 円
		専用使用	1 基 1 年につき	24,817 円
7	港湾設備等	20 トンクレーン	1 基 1 月につき	356,000 円
		県有船（ぬのびき）	1 隻 1 月につき	61,000 円

- 備考
- 1 定期航路事業とは、海上運送法第2条第3項に規定する定期航路事業をいう。
 - 2 一般使用とは、使用の期間が1月未満のものをいい、専用使用とは、使用の期間が1月以上のものをいう。
 - 3 引き続き 24 時間以上けい留する場合のけい留回数については、けい留時間が 24 時間までごとに1回とする。
 - 4 総トン数が1トン未満であるとき又は総トン数に1トン未満の端数があるときは、当該総トン数又は総トン数の端数は、1トンとする。
 - 5 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又は使用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用の面積又は使用の面積の端数は、1平方メートルとする。
 - 6 管類の埋設又は架設をする場合において、当該管類の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、当該管類の長さ又は管類の長さの端数は、1メートルとする。
 - 7 使用料の金額が年額で定められている港湾施設に係る使用料の額の算定については、使用の期間が1年未満であるとき又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割により計算する。この場合において、使用の期間に1月未満の端数があるときは、当該端数は1月とみなして計算する。
 - 8 使用料の金額が月額で定められている港湾施設に係る使用料の額の算定については、使用の期間に1月未満の端数があるときは、日割により計算する。この場合において、日割計算は、1月を 30 日として計算する。

- 9 かつこ内に定める使用料の額は、舗装されている荷さばき地又は野積場に係る使用の場合について適用する。
- 10 荷さばき地又は上屋に係る使用の期間が1日である場合における使用料は、無料とする。
- 11 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該使用料の額の端数は、切り捨てるものとする。
- 12 広告物の面積が、使用の面積より大きいときは、その面積をもつて使用の面積とする。
- 13 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下この号及び次号において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 14 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下この号において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 15 港湾施設用地のうち、使用料の金額が年額で定められているものについて、使用の期間が1月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額使用料をもつて計算した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、使用の期間が1月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。